

鳥インフルエンザ(インフルエンザ(H5N1))の検疫感染症指定について

現在、世界各国において発生している鳥インフルエンザ(インフルエンザ(H5N1))は、元来ヒトからヒトへの感染力はないものでしたが、近年、トリからヒトへ感染する事例が世界中に広がっているほか、ウイルス自体もヒトに感染しやすいものに変異してきているとの報告もあります。

こうした状況を踏まえ、インフルエンザ(H5N1)について、必要に応じて医師による診察等を行えるよう、平成18年6月12日より、検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫感染症に決めました。

鳥インフルエンザ患者が確認された地域



鳥インフルエンザ(インフルエンザ(H5N1))とは？

鳥インフルエンザとは、ニワトリ、七面鳥、うずらなどに重篤な全身症状を引き起こし、死亡させるインフルエンザのことをいいます。

ヒトへの感染は稀ですが、**感染した鳥との接触**によりヒトへ感染した事例が報告されています。

予防方法

- (1) 養鶏などの鳥を扱っている農場や市場を訪れない。
- (2) 弱った鳥や死んだ鳥に触れたりしない。
- (3) 日常的に手洗い、うがい等で清潔を保つようにする。

帰国時のご注意

発熱とせきがある方 又は **鳥インフルエンザに感染した鳥・患者と接触**したと思われる方は、鳥インフルエンザへの感染の疑いがあるので**必ず検疫官に申し出てください。**

【鳥・患者との接触の具体例】

10日以内に鳥インフルエンザに感染している鳥、又はその疑いがある鳥と接触した。

・鳥を飼っていた。 ・生きた鳥を売っている市場を歩き回った。 ・鳥を殺した。 ・鳥の羽毛をむしった。

10日以内に鳥インフルエンザ患者(疑いを含む)と接触した。

・患者を介護した。 ・患者の体液に直接接触した。 ・患者と対面して会話をした。 ・医療従事者として患者と相対した。